

＼中小企業者などの皆様へ！／

新たな助成事業のお知らせ

市内中小企業者などが抱える従業員の定着や後継者不足などの課題解決を図るため、各種助成事業を行います。

資格等取得支援事業助成金

中小企業者が市内居住の従業員に対し、業務に必要な資格などを取得させる事業を行ったときに、経費の一部を助成します。

※資格などを取得できなかった場合は対象外。

※対象の従業員が資格などを取得後 1 年以内に転出または退職した場合は助成金を返還していただきます。

- **対象資格** 国家資格、技能検定、技能講習、厚生労働省が実施する教育訓練給付制度の対象となっている資格
- **対象経費** 市内居住の従業員が取得する資格などで中小企業者が負担する受験料・受講料・登録費用
※代表者（法人の場合は役員を含む）の 3 親等以内の親族を除く。
- **補助額** 対象経費の 1/2。1 事業者当たりの補助上限額は従業員数によって次のとおり区分する。
5 人以下：10 万円、6 人以上 20 人以下：30 万円、21 人以上：50 万円
(1 資格当たりの限度額 5 万円)
- **申請** 資格など取得の 1 か月前までに下記へ
固商工振興係 Tel 74-8382

従業員家賃支援事業助成金

市外から転入した従業員に家賃を補助する中小企業者に対し、現在の住居手当を拡充または新たに住居手当の制度を設けた場合に、住居手当の一部を助成します。

- **補助対象となる従業員** 次の全てを満たす方
 - ・令和 6 年 4 月 1 日以降に住居の賃借を伴う市外から転入した方（新規採用の場合は 4 月 1 日以前の転入も可）
 - ・転入日における年齢が 40 歳未満である方
 - ・雇用保険に加入している方
 - ・他の家賃に係る補助金の交付を受けていない方
- **対象経費** 共益費、管理費、駐車場費などを除いた賃料 ※事業主が所有する社宅・寮、市営・道営住宅を除く。
- **補助額** 従業員 1 人当たり月額家賃の 1/2（限度額 1 万円）、従業員が転入した月から起算して 36 か月まで
- **申請** 下記へ
固企業労政係 Tel 74-8385

事業承継促進事業助成金

中小企業者が事業承継に係る事業を行ったときに、経費の一部を助成します。

- **対象経費** 初期診断、課題分析、コンサルティング、税制申請委託、企業価値の算定、事業承継計画の作成、仲介またはマッチングの登録、仲介の委託契約にかかる経費
- **補助額** 対象経費の 1/2（限度額 50 万円）
- **申請** 事前に相談のうえ、事業開始の 1 か月前までに商工会議所へ
固商工振興係 Tel 74-8382 または商工会議所 Tel 52-4294